

広島県告示第二百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成二十三年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
池田胃腸科神経科クリニック	呉市本通三丁目七番九号	平成二十三年一月二五日
水野歯科医院	呉市宮原七丁目二番一三号	平成二十三年二月二八日
有限会社仁方本町薬局	呉市仁方本町二丁目一〇番二五号	平成二十三年一月三一日
ひよこ薬局	江田島市大柿町柿浦二〇五二番地六	平成二十三年一月三一日